

# 山水荘短期入所生活介護事業所利用料金（日額） No.1

令和6年4月1日

## 《 短期入所生活介護サービス 》

ご利用者様の要介護度	サービス利用に係る自己負担額	夜間職員配置加算	サービス提供体制加算	滞在費 ※下記参照	食費 ※下記参照	サービス利用に係る1日の負担額
要介護度1	(1割負担) 645円	(1割負担) 13円	(1割負担) 22円	855円	1,500円  (内訳) 朝食 300円 昼食 780円 夕食 420円	(1割負担) 3,035円
	(2割負担) 1,290円					(2割負担) 3,715円
	(3割負担) 1,935円					(3割負担) 4,395円
要介護度2	(1割負担) 715円	(2割負担) 26円	(2割負担) 44円			(1割負担) 3,105円
	(2割負担) 1,430円					(2割負担) 3,855円
	(3割負担) 2,145円					(3割負担) 4,605円
要介護度3	(1割負担) 787円	(3割負担) 39円	(3割負担) 66円			(1割負担) 3,177円
	(2割負担) 1,574円					(2割負担) 3,999円
	(3割負担) 2,361円					(3割負担) 4,821円
要介護度4	(1割負担) 856円	(3割負担) 39円	(3割負担) 66円	(1割負担) 3,246円		
	(2割負担) 1,712円			(2割負担) 4,137円		
	(3割負担) 2,568円			(3割負担) 5,028円		
要介護度5	(1割負担) 926円	(3割負担) 39円	(3割負担) 66円	(1割負担) 3,316円		
	(2割負担) 1,852円			(2割負担) 4,277円		
	(3割負担) 2,778円			(3割負担) 5,238円		

## 《 介護予防短期生活介護 》

ご利用者様の要介護度	サービス利用に係る自己負担額	サービス提供体制加算	滞在費 ※下記参照	食費 ※下記参照	サービス利用に係る1日の負担額
要支援1	(1割負担) 438円	(1割負担) 12円	855円	1,500円  (内訳) 朝食 300円 昼食 780円 夕食 420円	(1割負担) 2,805円
	(2割負担) 876円	(2割負担) 24円			(2割負担) 3,255円
	(3割負担) 1,314円	(3割負担) 36円			(3割負担) 3,705円
要支援2	(1割負担) 545円	(1割負担) 12円	855円	1,500円  (内訳) 朝食 300円 昼食 780円 夕食 420円	(1割負担) 2,912円
	(2割負担) 1,090円	(2割負担) 24円			(2割負担) 3,469円
	(3割負担) 1,635円	(3割負担) 36円			(3割負担) 4,026円

(1) 上記の金額は、標準的な1割負担及び2割負担、3割負担の場合の金額です。(基準費用額：利用者負担第4段階)

(2) 介護職員処遇改善加算として、1月につき所定単位数の8.3%が加算されます。但し、区分支給限度額の対象とはなりません。

(3) 介護職員等特定処遇改善加算として、1月につき所定単位数の2.7%が加算されます。但し、区分支給限度額の対象とはなりません。

(4) 介護職員等ベースアップ等支援加算として、1月につき所定単位数の1.6%が加算されます。但し、区分支給限度額の対象とはなりません。

(5) その他の加算（ご利用された場合加算となります。）

① 施設送迎の場合は、送迎加算として（1割負担は片道184円又は、2割負担片道368円、3割負担552円）加算されます。

② 緊急短期入所受入加算 1日(1割負担90円又は、2割負担180円、3割負担270円) 7日間限り加算されます。

居住費・食費(各食提供した分を請求)についてはご利用者様の所得に応じて、下記のとおり異なります。

区分	対象者(例)	居住費	食費
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の方	0円	300円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計金額が80万円以下の方	370円	600円
第3段階 1	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計金額が80万円超120万円以下	370円	1,000円
第3段階 2	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計金額が120万円超	370円	1,300円
第4段階	世帯に課税の方がいるか、本人が市町村民税課税	855円	1,500円

山水荘指定短期入所生活介護事業所  
山水荘介護予防短期入所生活介護事業所

秋田県指定 第0572104305号

# 山水荘短期入所生活介護事業所利用料金（日額） No.2

[ 連続して61日(31日)以上の料金表 ]

令和6年4月1日

## 《 短期入所生活介護サービス 》 連続61日以上利用した場合の料金

ご利用者様の要介護度	サービス利用に係る自己負担額	夜間職員配置加算	サービス提供体制加算	滞在費	食費	サービス利用に係る1日の負担額
要介護度1	(1割負担) 589円	(1割負担) 13円	(1割負担) 22円	855円	1,500円  (内訳) 朝食 300円 昼食 780円 夕食 420円	(1割負担) 2,979円
	(2割負担) 1,178円					(2割負担) 3,603円
	(3割負担) 1,767円					(3割負担) 4,227円
要介護度2	(1割負担) 659円	(2割負担) 26円	(2割負担) 44円			(1割負担) 3,049円
	(2割負担) 1,318円					(2割負担) 3,743円
	(3割負担) 1,977円					(3割負担) 4,437円
要介護度3	(1割負担) 732円	(3割負担) 39円	(3割負担) 66円			(1割負担) 3,122円
	(2割負担) 1,464円					(2割負担) 3,889円
	(3割負担) 2,196円					(3割負担) 4,656円
要介護度4	(1割負担) 802円					(1割負担) 3,192円
	(2割負担) 1,604円					(2割負担) 4,029円
	(3割負担) 2,406円					(3割負担) 4,866円
要介護度5	(1割負担) 871円					(1割負担) 3,261円
	(2割負担) 1,742円					(2割負担) 4,167円
	(3割負担) 2,613円					(3割負担) 5,073円

## 《 介護予防短期生活介護 》 連続31日以上利用した場合の料金

ご利用者様の要介護度	サービス利用に係る自己負担額	サービス提供体制加算	滞在費	食費	サービス利用に係る1日の負担額
要支援1	(1割負担) 442円	(1割負担) 12円	855円	1,500円  (内訳) 朝食 300円 昼食 780円 夕食 420円	(1割負担) 2,809円
	(2割負担) 884円				(2割負担) 3,263円
	(3割負担) 1,326円				(3割負担) 3,717円
要支援2	(1割負担) 548円	(2割負担) 24円			(1割負担) 2,915円
	(2割負担) 1,096円	(3割負担) 36円			(2割負担) 3,475円
	(3割負担) 1,644円				(3割負担) 4,035円

- (1) 上記の金額は、標準的な1割負担及び2割負担、3割負担の場合の金額です。(基準費用額：利用者負担第4段階)
- (2) 介護職員処遇改善加算として、1月につき所定単位数の8.3%が加算されます。但し、区分支給限度額の対象とはなりません。
- (3) 介護職員等特定処遇改善加算として、1月につき所定単位数の2.7%が加算されます。但し、区分支給限度額の対象とはなりません。
- (4) 介護職員等ベースアップ等支援加算として、1月につき所定単位数の1.6%が加算されます。但し、区分支給限度額の対象とはなりません。
- (5) その他の加算（ご利用された場合加算となります。）

- ① 施設送迎の場合は、送迎加算として（1割負担は片道184円又は、2割負担片道368円、3割負担552円）加算されます。
- ② 緊急短期入所受入加算 1日(1割負担90円又は、2割負担180円、3割負担270円) 7日間限り加算されます。

居住費・食費(各食提供した分を請求)についてはご利用者様の所得に応じて、下記のとおり異なります。

区分	対象者(例)	居住費	食費
第1段階	生活保護受給者、高齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の方	0円	300円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計金額が80万円以下の方	370円	600円
第3段階	1 世帯全員が市町村民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計金額が80万円超120万円以下	370円	1,000円
第3段階	2 世帯全員が市町村民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計金額が120万円超	370円	1,300円
第4段階	世帯に課税の方がいるか、本人が市町村民税課税	855円	1,500円